

# 天川村定住促進住宅設計業務委託仕様書

## I 業務概要

- 1 業務名称 天川村定住促進住宅設計業務委託
- 2 履行期限 契約締結日から平成31年3月31日
- 3 対象施設の概要

(1) 対象施設名称  
洞川定住促進住宅

(2) 所在地  
吉野郡天川村大字 洞川 地内

### 4 設計条件

(1) 施設の条件  
施設の延面積 単身者 (約45㎡) 8世帯  
1棟2階建て4世帯 全2棟 計8世帯

(2) 実施設計書の最終提出期限  
平成31年3月31日

5 業務着手前に技術者の職種別配置計画を提出し、監督職員の承諾を受けること。

## Ⅱ 設計業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。  
また、耐震診断設計にかかる業務については、耐震診断工事設計業務仕様書による。

### 1 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### ア 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務

##### イ 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務

#### (2) 追加業務の内容及び範囲

##### 積算業務

- ・ 建築積算  
(積算数量計算書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
- ・ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務  
(標識看板の作成、設置報告書等の届出等を含む。)
- ・ 工法選定会議資料の作成等業務

### 2 業務の実施

#### (1) 一般事項

ア 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。

イ 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

ウ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

#### (2) 適用基準等

本業務は別紙に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

#### (3) 業務計画書

- ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務実績及び手持業務の状況
- イ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務実績及び手持業務の状況
- ウ 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数
- エ 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）
- オ 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は下記に該当するいずれかの者による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士
- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士又は同法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者
- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、同法第2条第3項に規定する二級建築士及び同法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(5) 貸与資料等

対象建築物の設計図書

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(7) その他、業務の履行に係る条件等

ア 成果物の取扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施行図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

イ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(ア) 写真は、天川村が行う事務並びに天川村が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない。(但し、予め発注者の承諾を受けた場合には、この限りではない。)

a 写真を公表すること。

b 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

#### 4 提出成果物等

(1) 建築工事

- ・ 建築物概要書
- ・ 特記仕様書
- ・ 仕上表
- ・ 配置図
- ・ 平面図
- ・ 立面図
- ・ 矩計図
- ・ 展開図
- ・ 建具表
- ・ 伏図

(2) 設備工事

- ・ 電気設備図
- ・ 給排水設備図
- ・ 衛星器具設備図
- ・ し尿浄化槽設備図

(3) その他共通

- ・ 必要と思われる図面

#### 5 その他留意事項

(1) 工事費概算書の作成

- 基本設計にかかる概算書の作成については、工事種別毎の概数を算出し、建設物価、積算資料等の活用、見積書の徴収等により、積算するものとする。
- 基本設計にかかる概算書の作成については、「Microsoft Excel for Windows」を用いるものとする。なお、書式等については、予め、監督職員の承諾を受けるものとする。
- 実施設計における概算書の作成については、「Microsoft Excel for Windows」を用いるものとする。なお、書式等については、あらかじめ監督職員の承諾を受けるものとする。
- 実施設計における概算書の作成については、建設物価等を用いて積算する。また、建設物価等になく見積の必要なものについては、監督職員の指示等により入力するものとする。
- 実施設計における概算書の作成については、適用基準のうち、積算に係る基準に基づき行うものとする。

(2) 設計図の用紙は、A1 版又は A2 版とする。

計算書の用紙は、原則として A4 版とする。

(3) 関係法令等手続き

関係法令等手続きにより、図面の修正が生じた場合、図面の修正を行うこと。

(4) その他

浄化槽設置に関する人数算定資料等、公共機関に提出する書類については請負業者で作成し、天川村と共に関係機関に協議しに行くものとする。